

税の申告

申告書には必ず住所、氏名、生年月日、扶養親族などを記入しておきましょう

●当日必要なもの

- ①申告用紙 ②印鑑 ③源泉徴収票か給与支払報告書 ④国民健康保険税・国民年金の納入額のお知らせ、農業者年金保険料の領収書 ⑤生命保険料な

どの証明書 ⑥医療費・雑損控除を受ける人は医療費の領収書、または被害の証明書 ⑦小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除

などを受ける人は、その支払証明書または確認できるもの ⑧身障者は身体障害者手帳

15(金)	14(木)	13(水)	12(火)	11(月)	9(土)	8(金)	7(木)	6(水)	5(火)	4(月)	2(土)	3/1(金)	28(木)	27(水)	26(火)	25(月)								
白根地区 (戸頭、戸頭住宅、戸頭団地、田中、皷月町、古川を含む) 市役所4階大会議室					白根地区 大通地区 大通西公民館 市役所4階大会議室		鷺巻地区 地域生活センター 特殊経営農家申告受付 市役所4階大会議室		根岸地区 地域生活センター 特殊経営農家申告受付 市役所4階大会議室		大郷地区 地域生活センター 営農所得申告受付 市役所4階大会議室		日井地区(古川を除く) 地域生活センター 営農所得申告受付 市役所4階大会議室		庄瀬地区 地域生活センター 営農所得申告受付 市役所4階大会議室		茨倉根地区 地域生活センター 営農所得申告受付 市役所4階大会議室		新飯田地区 地域生活センター 営農所得申告受付 市役所4階大会議室		小林地区 地域生活センター 営農所得申告受付 市役所4階大会議室		(戸頭、戸頭住宅、戸頭団地、田中、皷月町を除く)	

納税相談のスケジュール

(時間は原則として午前9時30分～午後4時)

給与所得者等確定申告説明会	
市役所4階大会議室	受付 午前9時～午後1時
筆記用具、計算機などを持参してください	
給与所得者等	
年金受給者	住宅取得特別控除
医療費控除	

譲渡・贈与所得者納税相談
市役所4階大会議室

※譲渡所得申告者で、農業あるいは営農所得がある人は、譲渡所得申告後、さらに譲渡所得用の申告書で、農業・営農などの申告が必要です。

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期になりました。申告期間は2月16日から3月15日までです。市税務課では申告期間中、各地区で相談所を開き、申告の相談を受けます。期限近くなると大変込み合います。できるだけ自分の地区の相談日に申告を済ませてください。

所得税

昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしなければ、間違った申告をしたりすると、後で不足の税額だけではなく、加算税や延滞税も納めなければならぬようになります。

確定申告の必要な人

自営業などの人の場合
商業、工業、農業などの事業所得や、地代・家賃などの不動産所得、年金などの雑所得がある人で、平成2年分の所得の合計額が所得控除の合計額より多い人。
所得控除は「基礎控除35万円、配偶者控除35万円、扶養控除(1人につき)35万円、社会保険料控除、生命保険料控除」等をいいます。
譲渡所得がある場合
昨年中に土地や建物を売った人

サラリーマンの場合

サラリーマン(給与所得者)は、普通、勤務先で年末調整を行って税金の精算をするので、確定申告をする必要はありません。しかし、昨年中の所得額が次に当てはまる

人は申告しなければなりません。
●給与の年間収入額が1500万円を超える人
●給与所得や退職所得以外の所得(家賃、原稿料、株式配当金など)の合計が20万円を超える人
●2カ所以上から給与を受けている人で、年末調整された給与以外の額が、20万円を超える人
※●で、20万円以下の人の場合、市・県民税の申告をしなければなりません。また、所得税の還付を受ける場合も確定申告が必要です。

確定申告をすれば「税金が戻る人も」

サラリーマンでも確定申告をすると所得税が戻ることがあります。
●病气やけがで医療費をたくさん支払ったとき
病气やけがをして医療費をたくさん支払ったときは、支払った医療費から、10万円か所得の5%の金額の、どちらか少ない方の額を差し引いた金額が、医療費控除(最高200万円)として所得から控除できます。この場合の医療費は保険などで補てんされた金額を除きます。
平成2年分の医療費控除の対象となる医療費は、2年中に実際に支払ったものに限ります。
●対象となる医療費 ●医師や歯科医師による診療・治療費 ●治療・療養のための医薬品の購入費 ●あんま・マッサージ・指圧師・

市民税 県民税

はり師・きゆう師・柔道整復師などによる施術 ●通院、入院費用 ●松葉づえ・義歯などの購入費用 ●6カ月以上寝たきり状態の人が使用のおむつで医師が「おむつ使用証明書」を発行した日以後のおむつ代など □説明会日時 2月8日(金)(上の表を参照) 2月8日(金)(上の表を参照) ●公的年金等の受給者で源泉徴収されたとき
社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする人が対象になります。 □説明会日時 2月5日(火)(上の表を参照)
●住宅を取得して自分で居住したとき
家屋の新築や購入、増改築で金融機関などの住宅ローンを利用し、一定の要件を満たすときは、住宅取得特別控除の対象となります。 □説明会日時 2月6日(水)、7日(木)(上の表を参照)
●災害や盗難に遭ったとき
災害や、家財などに被害を受けたときは、雑損控除として所得から差し引くことができます。
●年の途中で退職したとき
年の途中で勤めを辞め、その後再就職しなかったため年末調整を受けていない人が対象になります。 □手続きは税務課でお早めに
これらの還付申告は2月16日以前でもできます。市役所税務課にある「給与所得者の還付申告用紙」に必要な事項を記入し、それぞれの領収書や証明書を添付して申告してください。

●申告の必要な人
今年の1月1日現在、白根市に住み、平成2年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに当てはまる人
●農業、商業、工業、サービス業などの事業所得があった人
●給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
●2カ所以上から給与(年金、恩給を含む)を受け取った人
●所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
●市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
●公的年金等受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
●平成2年途中に中途退職した人
●申告をしなくてもよい人
●所得税の確定申告をした人
●給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されておらず、他の所得がない人

問い合わせ

新潟税務署(新潟市営通) 229・2151 または税務課市民税係(☎373・2111)☎241へ